

ガイドラインの運用状況について(18年11月～19年1月)

2019年2月21日

スカパーJSAT(株)

Ⅱ-1-1(1) 役務と提供条件の関係の透明性

- ・ 「徴収した手数料等の使途概要」についての説明につきましては、11月22日の「経営者連絡会」にて実施しました。(「資料3-3」参照)

Ⅱ-1-1(2) 広告宣伝・販売促進の考え方

- ・ 「普及促進業務に関わる計画の事前説明・実施結果の報告及び衛星放送事業者の意見表明のための会議」は、11月22日の「経営者連絡会」にて実施しました。
- ・ 普及促進業務に係る意見交換の場である「普及促進委員会」は、親会を11月21日、12月19日、1月21日、施策検討WGを11月14日、12月13日、1月16日に開催しております。
- ・ 各種施策等についての詳細の説明は「事業者連絡会」にて、11月30日、12月21日、1月25日に行っております。(「資料3-3」参照)

Ⅱ-1-1(3) マーケティングデータの有効活用

- ・ 適正に運用しております。

Ⅱ-1-1(4) 衛星放送事業者への役務提供開始手続き

- ・ 期間内にスカパー！サービス、スカパー！プレミアムサービス、スカパー！プレミアムサービス光において開局がありましたので(「資料3-4」参照)、該当の事業者に対し、提供開始手続きを適正に行っております。

Ⅱ-1-1(5) 役務提供停止及び契約解除に係る手続き

- ・ 期間内にスカパー！プレミアムサービス、スカパー！プレミアムサービス光における閉局がありました(「資料3-4」参照)、送信料未払いにより役務提供停止及び契約解除に至った案件は発生しておりません。

Ⅱ-2-1(1) 当社と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性

- ・ ガイドラインを逸脱した公正性に欠ける事案は見受けられないと考えます。

Ⅱ-2-1(2) パック・セット組成への関与

- ・ アダルト・ジャンルにおいて12月1日、12月18日、2月15日よりスカパー！プレミアムサービス、スカパー！プレミアムサービス光において多数の新規セットが組成されるに至り、視

聴者への提示が非常に困難な状況が生じています（「資料 3-2」参照）。

Ⅱ－２－（３） プラットフォーム事業者に係るソフト事業の透明性

- ・ 自らが放送、または放送事業者に供給するコンテンツの提供などについては、ガイドラインに則り、サービス全体の普及促進と顧客維持（解約防止）を目的として行っております。また 11 月 22 日開催の「経営者連絡会」において、その関連収入と費用の概要、また選定方針に基づいた施策の実施結果を報告しております。

Ⅱ－２－（４） その他衛星放送事業者の意思に反して行う行為及び手続き（に関する適正運用）

- ・ 期間内に、新規開局、閉局、事業譲渡、社名変更、チャンネル内容変更、チャンネル名称の変更、視聴料金の変更が行なわれましたが（「資料 3-4」参照）、ガイドラインに則り適正に運用しております。

Ⅱ－３－（１） 社内委員会の設置による適正性の確保

- ・ 本ガイドラインの運用が適正に行われているかをチェックするための「社内委員会」を、11 月 12 日、1 月 11 日に開催いたしました（「資料 3-5、3-6」参照）。

その他

- ・ 特に無し。

以上